

氏名	小松 容子
学位の種類	博士（看護学）
学位記番号	第38号
学位授与年月日	令和3年9月15日
学位授与の条件	学位規程第3条第3項該当
学位論文	統合失調症患者の親の経験に基づくスティグマへの 対応支援プログラムの考案
論文審査委員	主査 高橋 和子 副査 大塚 真理子, 真覚 健

論文の要旨

【目的】

統合失調症患者の親のスティグマに関する経験を明らかにし、統合失調症患者の親の経験に基づくスティグマへの対応支援プログラムを考案することを、研究目的とした。

【方法】

本研究の第1段階では、日本の統合失調症患者の親のスティグマについての経験の明確化のために統合失調症患者の親15名へ半構造化インタビューを行い、質的帰納的分析を行った。第2段階では、明確化した統合失調症患者の親のスティグマについての経験の構成要素を特定するために、全国の家族連合会から無作為抽出された23団体に所属する82家族会を通して回収されたデータ392件（回収率54.6%、有効回答率91.2%）の探索的因子分析（最尤法、プロマックス回転）を行い、構成要素を抽出した。また、Cronbachの α 係数の算出と2群比較による交差検証により、信頼性および妥当性の検討を行った。これらの研究結果から総合考察を行い、統合失調症患者の親のためのスティグマへの対応支援プログラムを考案した。なお、本研究は宮城大学研究倫理専門委員会の承認（宮城大第298号、宮城大第712号）を得て実施した。

【結果】

第1段階では、統合失調症患者の親のスティグマについての経験として78の小カテゴリ、25の中カテゴリ、8つの大カテゴリが生成された。これらは、スティグマに関する体験とスティグマへの対応とに整理され、スティグマに関する体験は、3つの大カテゴリ【本人へのスティグマが伝わってくる】、【家族も周囲から理不尽な対応を受ける】、【スティグマにうちのめされる】で構成し、スティグマへの対応は、5つの大カテゴリ【スティグマによる辛い気持ちを治める】、【スティグマによる被害を抑える】、【スティグマの状況下での調整を図る】、【スティグマへの対処法を探る】、【スティグマを乗り越えるために取り組む】で構成した。

第2段階では、統合失調症患者の親のスティグマについての体験として、3つの因子【本人へのスティグマが親である自分に突き刺さる体験】、【スティグマの影響がきょうだい・親戚に及ぶことへの苦悩】、【スティグマにより心がうちのめされる体験】を抽出した。

(Cronbachの α 係数=0.83~0.95)。また、スティグマへの対応として、3つの因子〔スティグマの克服を目指した取り組み〕、〔スティグマによる被害の予防〕、〔スティグマのある現状について自分の気持ちに折り合いをつける〕を抽出した(Cronbachの α 係数=0.77~0.90)。交差妥当性の検証による因子内の項目一致率は、スティグマについての体験70%、スティグマへの対応86%であった。

【考察】

統合失調症患者の親は〔本人へのスティグマが親である自分に突き刺さる体験〕、〔スティグマの影響がきょうだい・親戚に及ぶことへの苦悩〕、〔スティグマにより心がうちのめされる体験〕という精神的苦痛を抱えながらも、〔スティグマの克服を目指した取り組み〕、〔スティグマによる被害の予防〕、〔スティグマのある現状について自分の気持ちに折り合いをつける〕という、自らスティグマに対応していく力を持っていた。そこで、スティグマによって生じる精神的苦痛を緩和することと、スティグマの悪循環を予防・軽減し、スティグマの悪循環に陥ることなく、スティグマに対応するための力の維持・向上のための支援が必要であると考えた。これらのために、プログラムの構成は、スティグマとその悪循環に関する知識とスティグマに対応するための情報を得るための教育的要素と、精神的苦痛が伴うスティグマの体験を仲間と共有し、スティグマに対応する力を高めるための相談ができる場としてのサポートグループの要素が必要であると考えられた。

【結論】

本研究では、統合失調症患者の親のスティグマに関する経験を明らかにし、統合失調症患者の親のためのスティグマへの対応支援プログラムを考案した。

キーワード：統合失調症，親，スティグマ，対応，支援プログラム

審査結果の要旨

本学位論文は、統合失調症患者の親のスティグマに関する経験を明らかにし、統合失調症患者の親の経験に基づくスティグマへの対応支援プログラムを考案することを目的としている。

研究は、2段階で構成された。第1段階では、統合失調症患者の親のスティグマに関する経験を明確にするため、統合失調症患者の親15名を対象に、半構造化インタビューが行われた。質的帰納的分析により、「統合失調症患者の親のスティグマについての経験」として8つの大カテゴリが生成され、「スティグマに関する経験」は、「スティグマに関する体験」と「スティグマへの対応」に整理された。「スティグマに関する体験」は、【本人へのスティグマが伝わってくる】、【家族も周囲から理不尽な対応を受ける】、【スティグマにうちのめされる】の3つの大カテゴリ、「スティグマへの対応」は、【スティグマによる辛い気持ちを治める】、【スティグマによる被害を抑える】、【スティグマの状況下での調整を図る】、【スティグマへの対処法を探る】、【スティグマを乗り越えるために取り組む】の5つの大カテゴリから構成された。分析結果から、統合失調症患者の親へのスティグマの連鎖と、スティグマの体験により親に生じている精神的苦痛を明らかにした。「スティグマへの対応」では、親自身による精神的苦痛に対する対応と共に、スティグマを受入れてしまうことにより、セルフスティグマが生じる可能性も見出している。また、スティグマ体験や、その解決に向けた対応についても明らかにした。

第2段階では、第1段階で明確化された統合失調症患者の親の経験の構成要素を特定するため、全国の統合失調症患者の家族連合会から無作為抽出による23団体の協力を得て、郵送法にて質問紙調査を行っている。第1段階で導き出された78小カテゴリを基に質問紙を作成

し、探索的因子分析を行っている。統合失調症患者の親のスティグマに関する体験として 3 つの因子、また、スティグマへの対応としても 3 つの因子が抽出され、信頼性および交差妥当性が確認された。

第1段階および第2段階の研究結果をもとにスティグマとその悪循環を予防・軽減する「統合失調症患者の親の経験に基づくスティグマへの対応支援プログラム」の構成が検討され、試案を示している。

本学位論文は、2回の対面審査（令和3年7月9日、7月16日）を行った。指摘事項は、①「スティグマ」「偏見」「差別」や、「経験」「体験」「対応」について用語の定義を明確にすること、②要旨と全体の論旨の一貫性について見直すこと、③第1段階と第2段階の研究結果を踏まえたプログラムの考案となるよう、プログラムの構成要素を再考すること、④プログラムの対象者を明確にすること、⑤研究全体の構成を再考し、プログラムの考案の位置づけについて検討すること、⑥プログラムで提供される支援の妥当性について文献等も踏まえて検討することなどが挙げられた。

修正論文では、プログラムは試案として位置づけられ、学位論文に対する指摘事項は概ね適切に修正されていることが確認された。本学位論文は、これまで明らかにされていなかった統合失調症患者の親のスティグマに関する経験の構成要素を質的・量的分析により明確化した意義ある論文と言える。独創性、新規性があり、国際的な意義も踏まえて示唆を得ており、見出された「統合失調症患者の親のスティグマに関する経験」の構成要素は、多様な背景をもつ統合失調症患者の親の特徴の理解と支援の方向性を示すものとして、今後の活用可能性および研究の発展性が期待できる。以上のことから、合格とした。

令和3年8月26日に博士論文発表会（最終試験）が行われ、発表に対して以下の試問がなされた。

①第1段階の質的帰納的分析における因子名の表現および、表記の統一性の再検討について、②「体験」における時間軸について、③第2段階の量的研究において、構成要素の妥当性の検討を交差妥当性にて確認した理由について、④「体験」と「対応」の関連性の検討方法について、⑤因子間の関係性の分析の検討について、⑥プログラムの考案で挙げられている支援の根拠について、⑦本研究における分析の限界の記述についてなどであった。研究内容のプレゼンテーションは、明確な説明が行われていた。試問に対しては、本研究の分析方法に関すること等、研究者としての意図について補足説明がなされた。修正が必要な事項についての指摘に対しても適切に回答が行われた。以上から、審査委員会は、最終試験を全員一致で合格とした。

本邦において、精神障害者の地域移行・地域定着支援が図られているが、未だ課題が多い現状がある。精神障害者の中でも、最もスティグマが強いとされる統合失調症患者の親に焦点をあてた本研究は、統合失調症患者と同様に、「偏見や差別」という国際的にも課題となっている社会的な課題に対し、家族もまた、支援の対象であることを明確に示した貴重な研究と言える。統合失調症患者の身近で、長年、共に過ごす親の体験を理解し、適切な対応を行えるよう支援する本研究の構想は、統合失調症患者と家族の地域生活の支援とともに、今後の地域のあり方への示唆を示すものとなり得る。海外文献を含めても、これまで限られた報告しかなく、新規性および独創性を有している。本研究で見出された統合失調症患者の親のスティグマに関する「体験」と「対応」の構成要素は、本研究で示したプログラムの考案に留まらず、日本の文化的な特徴も踏まえた、多様な特性を持つ対象の支援への活用へ発展する可能性もある。生涯健康支援看護学としてのさらなる検討も期待できる。以上のことから審査委員会は、博士（看護学）の学位の授与にふさわしいものであると認めた。